

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 31 日

各〔 都道府県
指定都市
中核市〕

臨時福祉給付金担当課（室）
年金生活者等支援臨時福祉給付金担当課（室）

御中

厚生労働省簡素な給付措置支給業務室

虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者に係る
平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金受給者
向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）関係事務処理について

臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、虐待を受けたことにより施設等に入所等の措置が採られている障害者及び高齢者に係る平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）関係事務処理について、別添のとおり運用方針を定めましたので御連絡いたします。

都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

また、措置を行う指定都市、中核市及び市町村におかれましては、施設職員等の関係者への周知について、特段の御配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省内の関係部局とも調整済みです。また、本事務連絡の趣旨については、厚生労働省の関係部局から、各都道府県、指定都市及び中核市の障害福祉、高齢者福祉担当課室に対して、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

(担当者連絡先)

厚生労働省簡素な給付措置支給業務室
岡

TEL : 03-5253-1111 (内線 2130)

FAX : 03-3595-3534

措置入所等障害者・高齢者に係る平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）関係事務処理

第一 措置入所等障害者・高齢者の定義

- 1 「措置入所等障害者・高齢者」とは、「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」をいう。
- 2 「措置入所等障害者」とは、障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。）のうち、虐待を受けたことにより、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。）第 9 条第 2 項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。

なお、虐待を受けたことにより入所等しているか否かについては、同法第 32 条第 1 項に規定する市町村障害者虐待防止センターにおいて虐待の通報等を受け付けた際に作成される受付記録により判断することとする。

- 3 「措置入所等高齢者」とは、虐待を受けたことにより、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 9 条第 2 項の規定による入所等の措置が採られている者（2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。

なお、虐待を受けたことにより入所等をしているか否かについては、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成 18 年 4 月 24 日全国高齢者虐待防止・養護者支援担当者会議資料）において市町村等の高齢者虐待対応窓口が養護者による高齢者虐待に関する通報等を受けた際に作成することとなっている受付記録により判断することとする。

第二 本事務処理の対象者

措置入所等障害者・高齢者は、特段の事情がなければ、施設等が所在する市区町村に住民票を移すこととなるため、基準日（平成 28 年 1 月 1 日。以下同じ。）までに住民票を移していれば、措置入所等障害者・高齢者に係る平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）（以下両給付金をあわせて「給付金」という。）について、その養護者が代理申請（基準日時点で措置入所等障害者・高齢者と同一の世帯に属する者としての代理申請をいう。以下同じ。）を行うことはできない。

しかしながら、諸事情により基準日までに住民票を移すことができない場合や基準日の翌日以降に入所等の措置が採られた場合については、養護者が措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の代理申請を行うおそれがあるため、そのような措置入所等障害者・高齢者を対象として、本事務処理を行うものである。

第三 措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の支給市区町村

措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の支給市区町村は、原則どおり、基準日時点で措置入所等障害者・高齢者の住民票が所在する市区町村とする。

第四 措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の支給関係事務の特例

1 養護者からの代理申請の取扱い

措置入所等障害者・高齢者に係る給付金については、その養護者から代理申請があった場合でも、当該養護者には支給せず、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(ただし、第五の1に定める情報提供が行われる前に、措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の代理申請を行った養護者に対し、当該給付金の支給決定通知が既に行われた場合には、養護者からの給付金の返還は求めず、当該措置入所等障害者・高齢者に給付金は支給しない。)

なお、措置入所等障害者・高齢者が退所等した場合は、原則どおり、養護者からの代理申請も可能とする。

2 課税状況等の審査

(1) 基準日時点で措置入所等障害者・高齢者に該当している場合

基準日時点で措置入所等障害者・高齢者に該当している場合には、養護者の扶養親族等ではないものとみなして給付金の支給に関する審査を行う。

(2) 基準日の翌日以降に措置入所等障害者・高齢者に該当することとなった場合

基準日の翌日以降に措置入所等障害者・高齢者に該当することとなった場合については、基準日の翌日以降の事象は、扶養関係など給付金の支給要件に該当するか否かの判断に影響を与えるものではないため、上記(1)のようなみなし措置の対象とはせず、基準日時点の扶養関係に基づき給付金の支給に関する審査を行う。

この場合、措置入所等障害者・高齢者が養護者の扶養親族等であれば、当該養護者が課税されていないこと等が措置入所等障害者・高齢者に給付金を支給するための要件となるため、当該養護者の課税情報を確認する必要がある。

るが、この確認について当該養護者の同意を得ることは、一般的に困難であると考えられる。

このため、

①養護者が市町村民税（均等割）を課税されていない、あるいは措置入所等障害者・高齢者が基準日において養護者の扶養親族等でなかったことを措置入所等障害者・高齢者が誓約し、

②かつ、給付金の支給後に措置入所等障害者・高齢者が支給対象者でないことが判明した場合は、支給した給付金を返還させることに当該措置入所等障害者・高齢者が同意し、

給付の申請を行った場合は、給付金を支給することとして差し支えないこととする。

第五 事務処理の流れ

1 入所等の措置が採られた場合の取扱い

措置入所等障害者・高齢者については、入所等の措置を講じた市区町村において、措置入所等の担当課室から給付金担当課室に対して措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供を行うことにより、第四の特例を適用する。

具体的には、市区町村の給付金担当課室は、措置入所等の担当課室から提供された情報に基づき、養護者からの代理申請に対する給付金の支給を停止する処理を講じるとともに、「措置入所等障害者・高齢者リスト」（別紙様式）を作成する。

「措置入所等障害者・高齢者リスト」（別紙様式）は、措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の申請があった場合に、当該申請に係る者が措置入所等障害者・高齢者に該当するか否か等を確認し、養護者からの代理申請である場合には当該給付金を支給しない一方、本人による申請又は施設職員による代理申請である場合には当該給付金を支給するために使用するものである。

なお、第四の2で記載しているとおり、措置入所等障害者・高齢者の入所等の時期が基準日であるか基準日の翌日以降であるかによって、給付金の審査事務が異なるため、「措置入所等障害者・高齢者リスト」（別紙様式）については、

A：基準日時点で入所等している措置入所等障害者・高齢者

B：基準日の翌日以降に入所等した措置入所等障害者・高齢者が判別できるよう管理する。

2 施設等を退所等した場合の取扱い

市区町村は、措置入所等障害者・高齢者が退所等した場合には、措置入所

等の担当課室から給付金担当課室に情報提供を行い、その結果を踏まえて第四の1及び2（2）に定める特例措置を解除する。

具体的には、市区町村の給付金担当課室は、措置入所等の担当課室から提供された情報に基づき、情報提供を受けた時点で給付金の支給決定通知が行われていない措置入所等障害者・高齢者については、「措置入所等障害者・高齢者リスト」（別紙様式）に退所等の年月日を記入し、当該者を「措置入所等障害者・高齢者リスト」（別紙様式）から削除扱いとする。

第六 個人情報保護に関する考え方

上記の措置入所等障害者・高齢者に関する個人情報の取扱いについては、当該市区町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。例えば、個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該市区町村の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うこととなる。

